第 6 回原子力委員会
資料第 1 - 1 号

経済産業省

平成16・05・28原第13号
平成１７年２月１０日

原子力委員会委員長　殿

経済産業大臣

九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更（３号原子炉施設の変更）について（諮問）

九州電力株式会社代表取締役社長　松尾　新吾から平成１６年５月２８日付け原発本第１６号（平成１７年１月１８日付け原発本第２０６号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第２６条第１項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第２６条第４項において準用する法第２４条第１項第１号、第２号及び第３号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第２６条第４項において準用する法第２４条第２項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

17府政科技
第 106 号
受 17.2.10 付
内閣府政策統括官
(科学技術政策担当)

（別紙）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第２６条第４項において準用する同法第２４条第１項第１号、第２号及び第３号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、九州電力株式会社玄海原子力発電所の３号原子炉施設において、ウラン資源の有効利用を目的として、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を使用するものである。

１．核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第２４条第１項第１号（平和利用）

本申請については、

・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
・発生する使用済燃料は、発電所内での貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者で再処理を行うことを原則とするという方針を変更するものではないこと
・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものでないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

２．法第２４条第１項第２号（計画的遂行）

本申請については、

・ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用」し、また、「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効活用していく」という我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
・発生する使用済燃料は、発電所内で適切に貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者で再処理を行うことを原則とするという方針を変更するものではなく、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国の基本的考え方に沿ったものであること
・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）については、計画的に確保することとしており、核燃料物質（プルトニウム）については、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること
・発生する放射性廃棄物は、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

３．法第２４条第１項第３号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。